インターネットを通じた 著作権侵害についての 国際裁判管轄と準拠法 -著作権法の視点から一

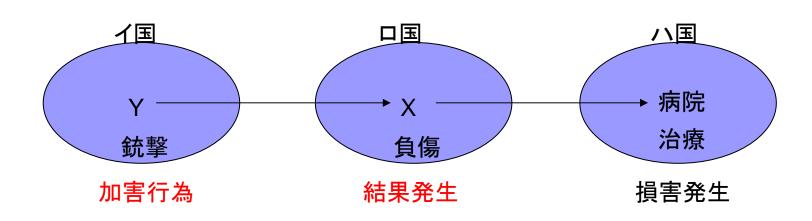
著作権法学会 2010年度研究大会 2010年5月22日 _{弁護士} 山 本 隆 司



1. B国は「加害行為」地か

不法行為地管轄

隔地的不法行為については、広義の「行為」を、狭義の「加害行為(行 動)」、「結果発生」、「損害発生」の各事実に分けて、管轄の有無を考え る必要がある。



被告が利用した場所 ⇒被告の負担は公平 被告が結果を生じさせた ⇒被告の負担は公平

場所との関係は偶然的 ⇒被告の負担は不当っ



1. B国は「加害行為」地か

- (2) 加害行為地についての見解
- ①アップロード行為地
 - ···アップロードはどこからでも容易に行えるから、侵害に対する関連性には、偶然性がある。
- ②サーバの所在地
 - ·・・・サーバは配信の主要かつ不可欠の手段であるが、利用者にとってサーバの所在地は偶然的である。
- ③送信行為者の居住地
 - …加害行為地管轄を認める意味がない。



1. B国は「加害行為」地か

(3) 私見

- □被告が権利侵害のために利用した場所であればそこに管轄を認めることは公正であるから、加害行為地は、1カ所に限られない。
- □アップロード地被告が侵害のために利用した 場所であるから、加害行為地と認めてよい
- □サーバ所在地も被告が侵害のために利用した場所であるから、加害行為地と認めてよい。被告にとって偶然的要素があるが、執行の実効性・必要性がこれを補って余りある。



(1)意見の対立

- □受信地説
 - ・・・受信地において著作物市場が被害を受けている。
- □権利構成説
 - ・・・・受信地が受信行為を保護する場合(公衆伝達権構成)には受信地に結果発生があるが、送信行為のみを保護する場合(公衆送信権構成)には、受信地に結果発生はない。



(2)問題の所在

- 不法行為における「結果発生」は、権利または法律上保護される利益の侵害である。
- したがって、ある事実が著作権侵害の「結果」であるか否かは準拠法が決定する。「結果発生」地が準拠法を決定する。
- ①受信地説は、ここに生ずるトートロジーを回避するために、 著作権侵害の「結果」を著作権法の外の基準(市場への影響など)によって決定する、と考える。
- ■他方、②権利構成説は、準拠法を決定する「連結点」は、「結果発生」の所在地ではなく、「結果発生に該当すると主張される事実」の所在地であるから、トートロジーを生じない、と考える。→受信行為が「結果発生」に該当するかは受信地の著作権法が決定する。



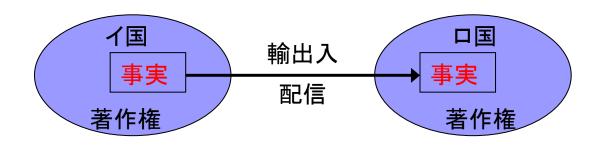
- (3) 公衆送信権と公衆伝達権
- 日本の公衆送信権 「著作者は、その著作物について、公衆送信を行う 権利を専有する。」(著作権法23条1項) *公衆送信の定義:「公衆によつて直接受信される ことを目的として無線通信又は有線電気通信の送
 - 信(・・・)を行うことをいう。」
 - …「送信」の事実発生によって公衆送信権侵害が成立する



- WIPO著作権条約の公衆伝達権 「・・・文学的及び美術的著作物の著作者は、その著作物について、有線又は無線の方法による公衆への伝達(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物の使用が可能となるような状態に当該著作物を利用可能にすることを含む。)を許諾する排他的権利を享有する。」(8条)
 - * 同旨の規定:ドイツの公衆提供権、フランスの上演・演奏権、イギリスの公衆伝達権、アメリカの頒布権
 - ・・・・「受信」の事実発生によって公衆伝達権侵害が成立する



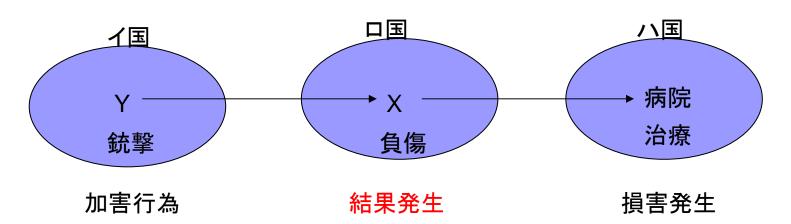
一公衆送信権侵害の準拠法一



- ■1つの行為だが、2つの事実の発生
- 2つの国→2つの法律→2つの権利
- 2つの権利侵害の可能性



- ー公衆送信権侵害の準拠法ー
- (1) 著作権侵害の準拠法選択ルール
- ① 不法行為の連結点と準拠法 広義の「行為」ではなく、「加害行為(行動)」、「結果発生(権利侵害)」、 「損害発生」の「事実」に分けて、原則として「結果発生」の地を連結点と する。連結点所在地の法令を準拠法として選択する。

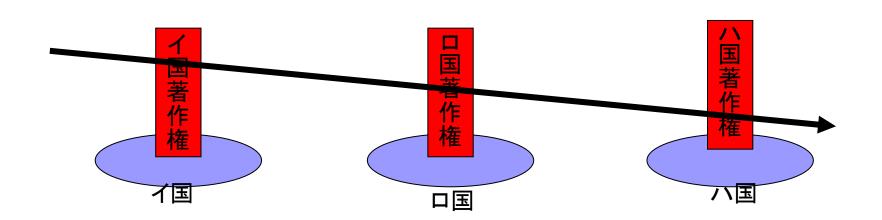




- ー公衆送信権侵害の準拠法ー
- (1) 著作権侵害の準拠法選択ルール
 - ② 著作権侵害の連結点
 - □ 被告の「行動(加害行為)」のあった地ではなく、その「結果発生(著作権侵害)」の事実の発生地である。
 - □ さらに正確(トートロジーの回避)には、著作権侵害の連結点は、「結果」の発生地ではなく、結果発生(権利侵害)に該当すると主張される「事実」の発生地である。

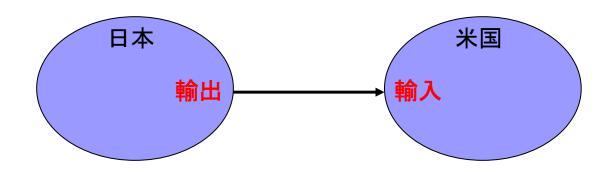


- ー公衆送信権侵害の準拠法ー
- (2) 著作権の所在地
 - ① 著作権者の所在地・・・債権類似の無体性
 - ② 各保護国(市場の所在地)・・・著作権の属地性 →1個の行為によって複数の著作権侵害が生じうる





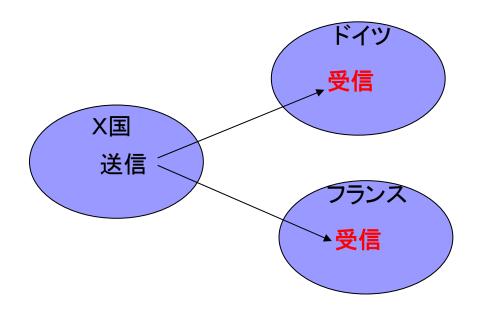
- ー公衆送信権侵害の準拠法ー
- (3) 1個の行為による複数の権利の侵害
 - ①無断複製物の輸出入



輸出の事実⇒みなし侵害 (日本法113条1項2号) 輸入の事実⇒輸入権侵害 (米国著作権法602条(a))



- 一公衆送信権侵害の準拠法一
- (3) 1個の行為による複数の権利の侵害
 - ② ユビキタス侵害



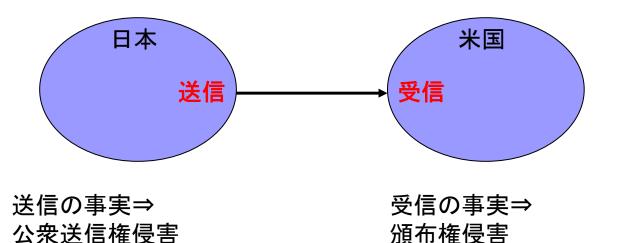
受信の事実⇒ 公衆提供権侵害 (独著作権法19a条)

受信の事実⇒ 上演・演奏権侵害 (仏IP法典122の2条1項)



- (3) 1個の行為による複数の権利の侵害
 - ③公衆送受信

(日本著作権法23条1項)



・・・二つの権利侵害の発生

(米国著作権法106条(3))



- ー公衆送信権侵害の準拠法ー
- (4) まとめ
- 一つの事実に対していずれの法を適用するかは、準拠法の選択の問題である。
- 他方、一つの行為であっても複数の事実が存在する場合、 それぞれの事実について著作権侵害が成立しうる(訴訟 物の併存)。それぞれの事実ごとに準拠法の選択の問題 がある。
 - ←・異なる事実を訴訟物にする
 - ・保護法益(保護目的の市場)も異なる
- インターネット配信による公衆送信権・公衆伝達権の侵害は、1個の侵害ではなく、送信と受信の事実ごとに侵害 (訴訟物)が成立しうる。それぞれの事実ごとに、準拠法が選択される。



- (1) 準拠法決定ルールとして意味
- 単位法律関係: 著作権の効力 + α ・・・成立、消滅、帰属
- ■連結点: 著作権の「侵害」・「利用」に該当すると原告が主張する「事実」の所在地(=「保護国」)
- 準拠法: 当該「事実」の所在地の法令



(2)ベルヌ条約5条2項2文の意味

「したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国(the country where protection is claimed)の法令の定めるところによる。」

- *ベルヌ条約7条8項
 - 「いずれの場合にも、保護期間は、保護が要求される同盟国(the country where protection is claimed)の法令の定めるところによる。ただし、その国の法令に別段の定めがない限り、保護期間は、著作物の本国において定められる保護期間を超えることはない。」
- → 上記いずれの規定も、事件の処理においていずれの法を適用するかの 観点(準拠法選択ルール)に立つものではなく、何を各国の立法政策に 委ねるかの観点に立つ。



- 準拠法選択ルール(保護国法主義)説
 ・・・原告が保護を求める領域を管轄する国(the country for whose territory P claims protection to the work)の法令と解する。
- 法廷地法説 ····原告が保護を求める法廷を管轄する国(the country in whose court P claims protection to the work)の法令と 解する。
- 私見(属地主義の確認)
 ・・・ベルヌ条約上保護を義務づけられる国(the country whose protection to the work the Union/the Convention claims)の法令と解する。単に「同盟国」というにすぎない。



- (3)損害賠償請求権の準拠法
- 法律関係:
 - □ 著作権の効力・・・EU、CLIP、ALI、木棚G
 - □ 不法行為····日本、米国、透明化G
- 連結点:
 - □ 保護国 ←著作権の効力説
 - □ 最密接関連地 ←不法行為説 ・・・しかし、保護国以外に最密接関連地が存 在するか



(1) 属地主義の意義

BBS事件最判H9.7.1

「属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。」



- (2) 日本著作権法の属地的性質
- 米国内で無断複製した。・・・日本法の適用は予定されていない(113条1項1号)
- 米国から日本へ無断複製物を持ち込んだ。 ・・・・米国からの輸出には日本法の適用は予定されていない (113条1項2号)が、日本への輸入には日本法の適用が予定さ れている(113条1項1号)。
- 日本から米国へ無断複製物を持ち込んだ。 ・・・日本からの輸出には日本法の適用が予定されている(113条1項2号)が、米国への輸入(113条1項1号)や米国内での頒布には日本法の適用は予定されていない。
- →日本法は、日本国内で生じた事実についてのみ適用を予定。



- (3) 属地主義の外延
 - ① A国内における著作物の使用に関する「事実」はA国法が規律し、B国法は規律しない
 - ⇒準拠法ルールとしての保護国法主義は、属地主 義の帰結
 - ② A国からB国への著作物の移動は、A国内からの搬出はA国法が規律し、B国内への搬入はB国法が規律する



- (3) 属地主義の外延
 - ③ A国裁判所は、B国内における著作物の 使用に関する裁判を拒否しない
 - ④ A国内の著作権侵害を引き起こすB国内から行為には、A国著作権法が適用される
 - ・・・カードリーダー判決は、属地主義を理由に、越境的侵害に対する救済を否定した。しかし、B国内での行為の自由を保護するには、通則法17条但し書きのように予見可能性で調整すべき。



- (3) 属地主義の外延
 - ⑤ A国を本国とする著作物に対して、B国著作権の原始的帰属者を決定するのは、B国法が規律する

・・・属地主義は、著作権制度が各国の文化産業政策であることの帰結。 だれに著作権を帰属させるかは、だれに権利を帰属させることが著作 物の創作を促進できるかまた利用を促進できるかという、著作権制度の 根幹を成す立法政策である。

なお、著作物の国際流通を根拠に本国法主義などを主張する見解があるが、他方で国内流通に非現実的困難を生じさせるという問題がある。

http://www.itlaw.jp にファイル掲載